

旭川医科大学病院社会保険診療審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院社会保険診療審査委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院社会保険診療審査委員会規程（平成16年旭医大達第115号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 経営企画部長</p> <p>(2) 診療科（内科（循環器・腎臓，呼吸器・脳神経，内分泌・代謝・膠原病，消化器，血液）及び外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植，消化管）を除く。）の教員 各1人</p> <p>(3) 内科（循環器・腎臓，呼吸器・脳神経，内分泌・代謝・膠原病，消化器，血液）の教員のうちから 3人</p> <p>(4) 外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植，消化管）の領域の教員 各1人</p> <p>(5) 臨床検査・輸血部，手術部，放射線部の教員 各1人</p> <p>(6) 経営企画部副部長のうちから 1人</p> <p>(7) <u>医事課長</u></p>	<p>(略)</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 経営企画部長</p> <p>(2) 診療科（内科（循環器・腎臓，呼吸器・脳神経，内分泌・代謝・膠原病，消化器，血液）及び外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植，消化管）を除く。）の教員 各1人</p> <p>(3) 内科（循環器・腎臓，呼吸器・脳神経，内分泌・代謝・膠原病，消化器，血液）の教員のうちから 3人</p> <p>(4) 外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植，消化管）の領域の教員 各1人</p> <p>(5) 臨床検査・輸血部，手術部，放射線部の教員 各1人</p> <p>(6) 経営企画部副部長のうちから 1人</p> <p>(7) <u>医療支援課長</u></p>

2 (略)

第4条～第8条 (略)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、医事課において処理する。

(略)

附 則

この規程は、令和6年9月18日から施行し、改正後の旭川医科大学病院社会保険診療審査委員会規程は、令和6年8月1日から適用する。

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。

2 (略)

第4条～第8条 (略)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、医療支援課において処理する。

(略)